

北本駅東口市有地宿泊施設整備事業プロポーザルにかかる質問・回答

No.	項目	ページ	質問内容	回答
1	第2 事業内容－ 2 事業用地の概要－ 道路条件	2	敷地西側の境界は隣地境界線の扱いでよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	第2 事業内容－ 3 公募概要(1) 公募内容	4	基本協定及び事業用定期借地権設定契約 各締結の時期はいつ頃となりますか。	3月下旬の最優秀提案者決定後、事業者と本市との協議が整い次第、基本協定及び事業用定期借地権設定契約を締結することになりますが、4月以降の早い段階で締結したいと考えています。
3	第3 事業条件－ 1 基本条件(4)	5	1階に設置の公共用スペースは主に何に利用される予定ですか。	現時点では、各種証明書等の発行業務を行う連絡所や、様々な情報発信の場としての活用を想定しています。
4	第3 事業条件－ 2 事業用地の使用条件等(2)	5	賃貸借期間を30年未満としている理由は (資金計画等の関係で、事業期間は30年以降の再契約がある前提で事業スキームを考えたいため)	北本市財産規則（昭和48年1月17日規則第5号）第17条の規定に基づき、賃貸借期間を30年未満としています。なお、賃貸借期間満了日の3年前から事業者と本市とで協議を行い、双方の合意がある場合においては新たに契約を締結できるものとします。
5	第3 事業条件－ 2 事業用地の使用条件等(5)	6	リースバックや他の建築主が建てた建物を一棟賃借にてホテル事業を行うことは可能ですか。	関係者を構成員に加え、共同事業者として応募し、企画提案書に実施体制を明記していただくことで、ご質問の形態で事業を実施することは可能です。